

＜個人事業主の方＞消費税の各種届出書は **12月31日まで**に提出する必要があります！

☆免税事業者が還付の申告をするには…

⇒基準期間(2期前)の課税売上高が1,000万円以下の免税事業者は、課税事業者を選択する届出書を提出していなければ還付の申告をすることができません。開業当初に設備投資を多く予定している場合は、検討することになります。

消費税課税事業者選択
届出書

☆簡易課税制度を選択するには…

⇒基準期間(2期前)の課税売上高が5,000万円以下の場合、簡易課税制度を選択する届出書を提出すれば、課税売上高に「みなし仕入率」を乗じた額を仕入税額控除額とすることができます。本則課税と簡易課税の有利不利を検討することになります。

消費税簡易課税制度選択
届出書

☆簡易課税を本則課税に戻すには…

⇒簡易課税を選択している事業者が、設備投資などの予定があるため、これについて消費税の還付を受けようとする場合には、計算方法を本則課税に変更する必要があります。

消費税簡易課税制度選択
不適用届出書

ご注意ください！

◆いずれの届出書も、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日(個人事業主の場合は12月31日)までに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

◆新規開業などの場合には、提出日の属する課税期間から適用されます。

◆いったん課税事業者を選択すると、翌年も課税事業者として申告する必要があります。

◆調整対象固定資産(※)を取得した場合には、課税事業者としての拘束期間が更に延長されることとなります。

(※)棚卸資産以外の資産で、ひとつの取引単位の価額(税抜)が100万円以上のもの。

■問合せ TOMA税理士法人・TOMAコンサルタンツグループ株式会社

(東京/静岡/シンガポール[アジア統括]/ロサンゼルス[アメリカ統括])

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館3階

TEL 03-6266-2531 FAX 03-6266-2556 <http://toma.co.jp> Mail toma@toma.co.jp 担当:田村・松本(浩)

■グループ会社 TOMA社会保険労務士法人 TOMA監査法人 TOMA弁護士法人 TOMA行政書士法人 藤間司法書士法人

・税理士31名・国税局OB税理士9名・税理士試験科目合格者42名・公認会計士7名・公認会計士試験合格者5名・社会保険労務士16名・中小企業診断士5名・弁護士1名・司法書士3名・行政書士8名・不動産鑑定士1名・土地家屋調査士1名・宅地建物取引士18名・M&Aシニアエキスパート5名・人事労務コンサルタント15名・経営コンサルタント10名・医療経営コンサルタント10名・ITコンサルタント10名・FP32名・相続診断士1名・賃貸不動産経営管理士2名・知的資産経営認定士1名・登録政治資金監査人2名・銀行OB6名ほか 総人数200名